

別添資料



足立区

令和6年3月

第二次 親子支援課 滞納対策アクションプラン
(令和6年度～令和8年度)

足立区 福祉部 親子支援課

1 はじめに

親子支援課における手当返還金債権の滞納対策については、令和2年9月にひとり親家庭や生活困窮等の債務者個々の状況を踏まえて、より効果的な滞納整理を行うため「親子支援課 滞納対策アクションプラン（令和3年度～令和5年度）（以下、「第一次アクションプラン」という。）」を策定し、収納率の向上に向けた多様な取り組みを講じてきた。

引き続き、更なる収納率の向上と収納未済額の圧縮を目指し、「第二次 親子支援課 滞納対策アクションプラン（令和6年度～令和8年度）（以下、「第二次アクションプラン」という。）」を策定する。

（1）第二次アクションプラン 基本方針

ア 「予防する」【継続】

申請受付時や現況届時における実態把握並びに手当受給及び不支給要件の周知徹底による新たな債権発生防止

イ 「徴収する」【継続】

債務者の個々の実情に応じた適正・公平な処理（非強制徴収債権においては法的措置、強制徴収債権においては差押処分）による累計債権額の減少

ウ 「落とす」【継続】

債務者の状況に応じた適正な債権放棄による収納未済額の圧縮

エ 「債権管理体制の強化」【新規】

組織的な債権管理体制を構築し、進捗管理の徹底と職員のスキルアップによる組織一丸となった取り組み

（2）第一次及び第二次アクションプラン 実施期間

ア 第一次アクションプラン 令和3年6月～令和6年5月

イ 第二次アクションプラン 令和6年6月～令和9年5月

（3）第二次アクションプラン 最終目標（令和8年度末）

	【現状】 令和5年度見込	【目標】 令和8年度末	第2次アクションプラン実施後の成果
調定額	60,820 千円	38,390 千円	-22,430 千円【調定額を 63.12%に圧縮】↓
収入未済額	42,044 千円	24,945 千円	-17,099 千円【収入未済額を 59.33%に圧縮】↓
収納率	25.21%	28.28%	+3.07%【収納率を 3.07 ポイントUP】↑

2 第一次アクションプランの結果と目標値について

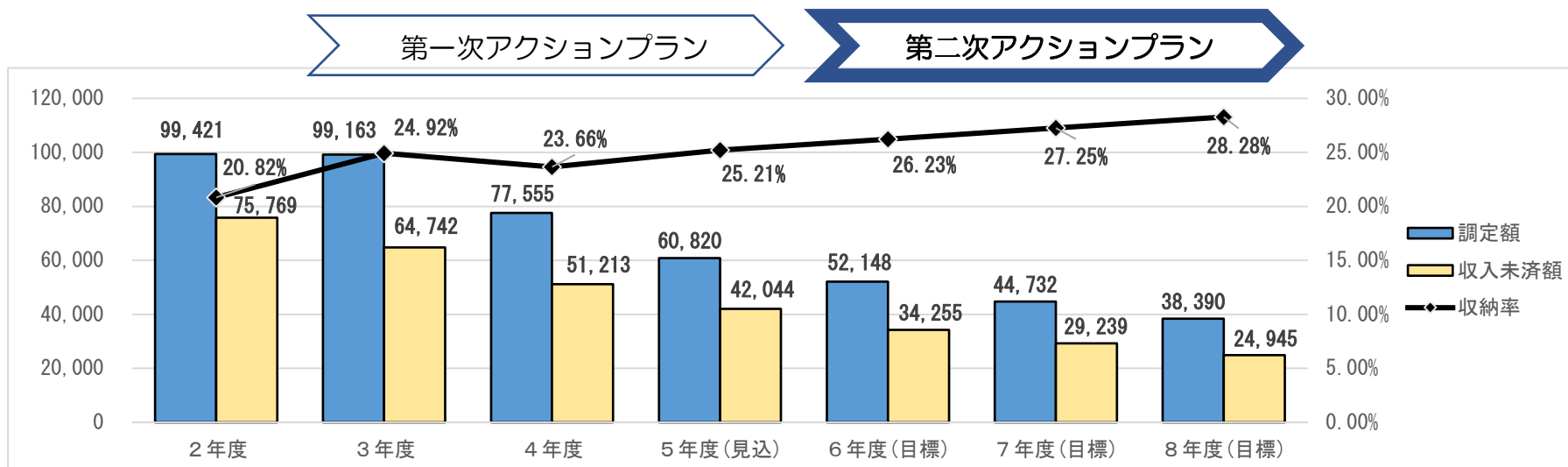
(1) 3手当（児童扶養手当・児童育成手当・児童手当）返還金合計の推移と目標値

ア 「①調定額」と「④収入未済額」は圧縮することができ、目標を達成した。「⑤収納率」は目標には届かなかったものの、4.39ポイント上昇した。

イ 第二次アクションプランの目標値については、各手当で毎年度の収納率を1%ずつ上昇させ、最終的に3ポイント上昇させることを目標とし、第一次アクションプランの推移（実績）から各項目の金額を設定した。

	第一次アクションプランの結果				第二次アクションプラン 最終目標（令和8年度）
	㉠令和2年度	㉡令和5年度	目標	達成率	
①調定額【予防する】	99,421千円	60,820千円	86,510千円	142%	38,390千円（㉡を63.12%に圧縮）↓
②収納額【徴収する】	20,704千円	15,334千円	27,078千円	57%	10,855千円（①調定額の28.28%）↓
③不納欠損【落とす】	2,948千円	3,442千円	1,535千円	224%	2,590千円（①調定額の6.74%）↓
④収入未済額	75,769千円	42,044千円	57,927千円	138%	24,945千円（㉡を59.33%に圧縮）↓
⑤収納率	20.82%	25.21%	31.30%	81%	28.28%（㉡を3.07ポイントUP）↑

※ 第一次アクションプランは実施前の令和3年5月末と令和6年5月末（見込）を比較

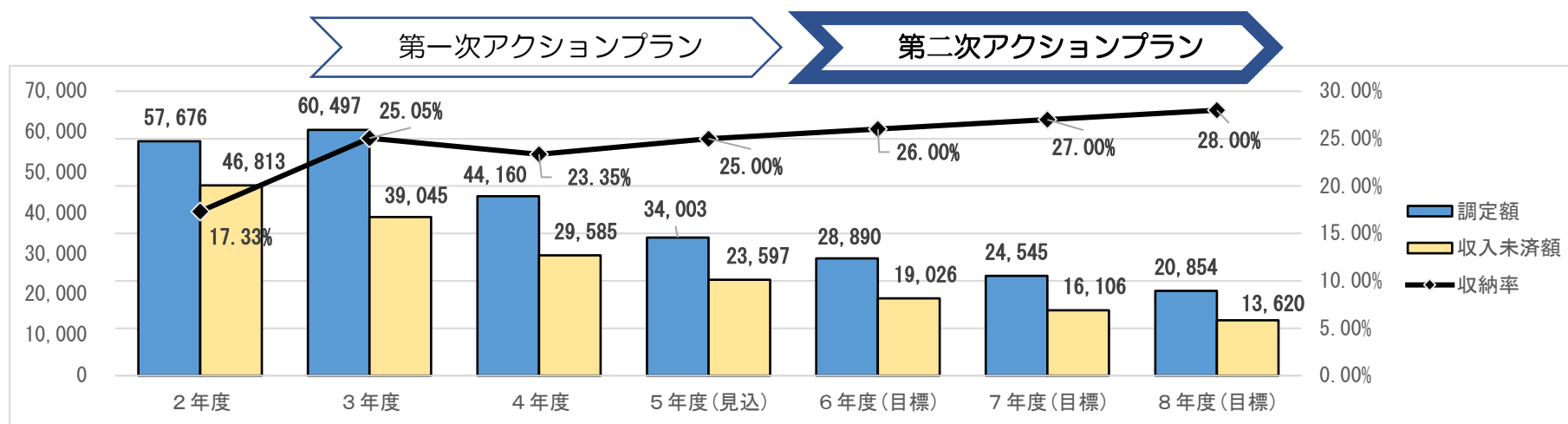


(2) 児童扶養手当返還金の推移と目標値（第一次アクションプランでは目標設定なし）

「①調定額」と「④収入未済額」とともに圧縮することができ、「⑤収納率」も上昇した。

	第一次アクションプラン				第二次アクションプラン 最終目標（令和8年度）
	①令和2年度	②令和5年度	目標	達成率	
①調定額【予防する】	57,676千円	34,003千円	—	—	20,854千円（②を61.33%に圧縮）↓
②収納額【徴収する】	9,993千円	8,501千円	—	—	5,839千円（①調定額の28.00%）↓
③不納欠損【落とす】	870千円	1,905千円	—	—	1,395千円（①調定額の6.69%）↓
④収入未済額	46,813千円	23,597千円	—	—	13,620千円（②を57.72%に圧縮）↓
⑤収納率	17.33%	25.00%	—	—	28.00%（②を3ポイントUP）↑

※ 第一次アクションプランは実施前の令和3年5月末と令和6年5月末（見込）を比較

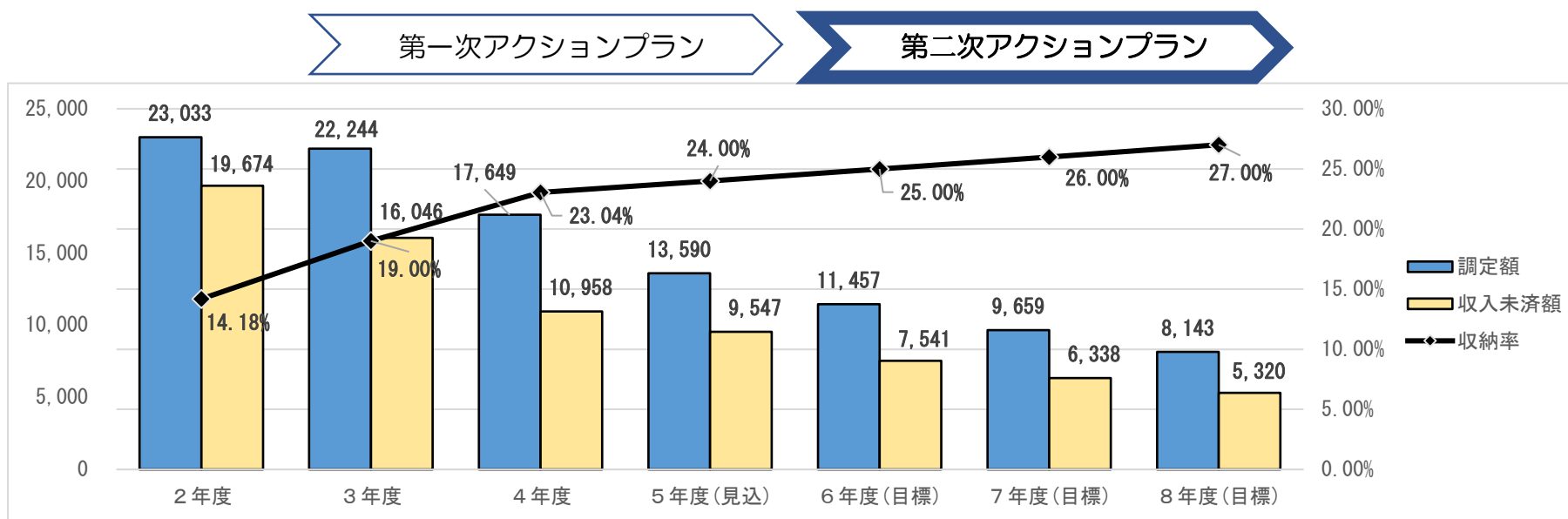


(3) 児童育成手当返還金の推移と目標値（第一次アクションプランでは目標設定なし）

「①調定額」と「④収入未済額」とともに圧縮することができ、「⑤収納率」も上昇した。

	第一次アクションプラン				第二次アクションプラン 最終目標（令和8年度）
	㉠令和2年度	㉡令和5年度	目標	達成率	
①調定額【予防する】	23,033千円	13,590千円	—	—	8,143千円（㉡を59.92%に圧縮）↓
②収納額【徴収する】	3,266千円	3,262千円	—	—	2,199千円（①調定額の27.00%）↓
③不納欠損【落とす】	93千円	781千円	—	—	624千円（①調定額の7.66%）↓
④収入未済額	19,674千円	9,547千円	—	—	5,320千円（㉡を55.72%に圧縮）↓
⑤収納率	14.18%	24.00%	—	—	27.00%（㉡を3ポイントUP）↑

※ 第一次アクションプランは実施前の令和3年5月末と令和6年5月末（見込）を比較



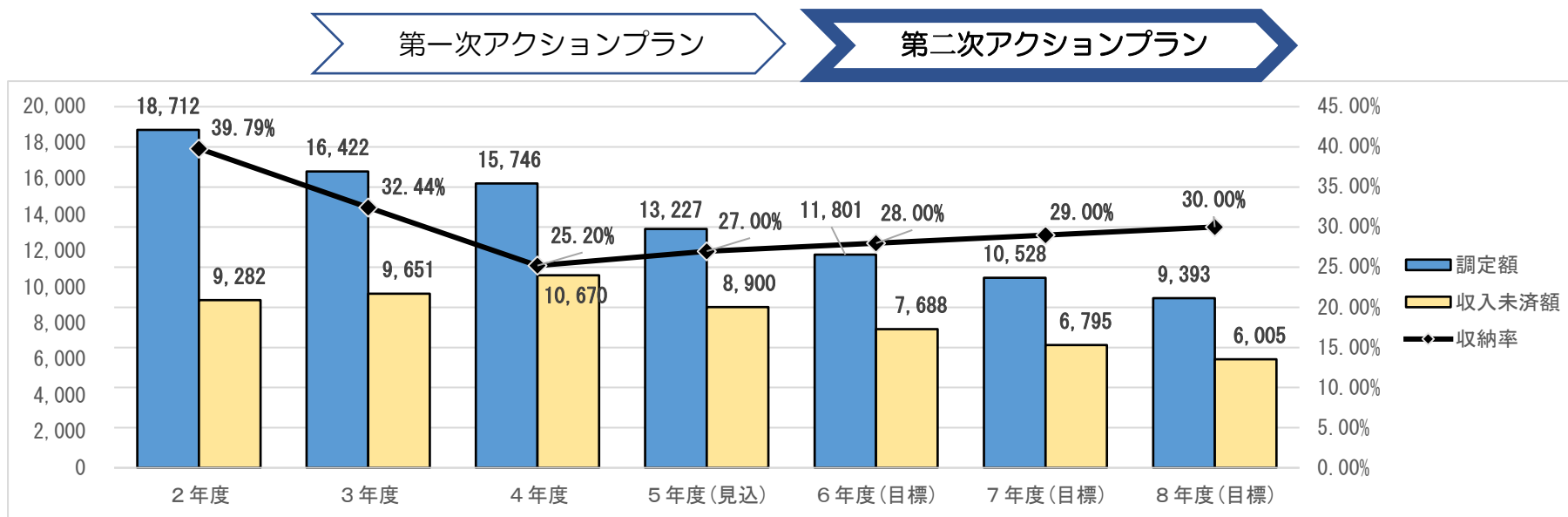
(4) 児童手当返還金の推移と目標値（第一次アクションプランでは目標設定なし）

ア 「①調定額」と「④収入未済額」とともに圧縮することができたが、「⑤収納率」は下降した。

イ 第一次アクションプランでは、債権回収専門員を配置する等し、ひとり親家庭等手当（児童扶養手当、児童育成手当）の返還金に重点を置いたため、ひとり親家庭等手当と比較すると、児童手当返還金の収納率は低調であった。

	第一次アクションプラン				第二次アクションプラン 最終目標（令和8年度）
	①令和2年度	②令和5年度	目標	達成率	
①調定額【予防する】	18,712千円	13,227千円	—	—	9,393千円（②を71.01%に圧縮）↓
②収納額【徴収する】	7,445千円	3,571千円	—	—	2,817千円（①調定額の30.00%）↓
③不納欠損【落とす】	1,985千円	756千円	—	—	571千円（①調定額の6.08%）↓
④収入未済額	9,282千円	8,900千円	—	—	6,005千円（②を67.47%に圧縮）↓
⑤収納率	39.79%	27.00%	—	—	30.00%（②を3ポイントUP）↑

※ 第一次アクションプランは実施前の令和3年5月末と令和6年5月末（見込）を比較



3 第二次アクションプランの基本方針と主な取り組み内容

基本方針	主な取り組み内容
<p>1 「予防する」 【継続】</p>	<p>(1) 重要事項説明書をベースに、申請受付時に「現況届」による受給要件確認の手続きと事実婚等の「資格喪失事由」に係る届出義務についての説明（署名欄への本人署名含む）を徹底する【継続】。</p> <p>(2) 毎年提出する現況届にも「資格喪失事由の届出義務」と「不正受給による発生債権の返還金請求」について明示することで、注意喚起を図る【継続】。</p>
<p>2 「徴収する」 【継続】</p>	<p>(1) 催告書を送付しても納付も連絡もない者には、催告書の送付から2ヵ月以内に速やかに電話や訪問等により納付を促す【継続】。</p> <p>(2) 分納申出者には「履行延期申立書」を提出させ、確実な徴収を図る【継続】。</p> <p>(3) なお納付がない者のうち、現況調査により返還が見込める者については、課内での債権処理検討会議で検討の上、支払督促や訴えの提起の法的措置を行う（参考：令和3年度3件、令和4年度4件、令和5年度見込4件）【継続】。</p> <p>(4) 訪問徴収員（福祉管理課債権係）への依頼事案（令和5年度42件）については、少額分納や納付が滞る等の案件があることから、納付状況を見直し、令和6年度の依頼を19件（23件減）とし、回収分は職員が対応【令和5年度から実施】。</p> <p>(5) 悪質な不正受給者への対応対策のため、強制徴収債権とする実施手続きに係るマニュアル（事務取扱基準）を作成（弁護士相談中、令和5年度中完成予定）【令和5年度から実施】。</p> <p>(6) コンビニ納付や電子マネー納付、SMSの活用等について、他部署との情報交換をした上で導入を検討する（新たな納付方法の導入は、自治体システム標準化実施後の令和8年度以降になる）【新規】。</p>
<p>3 「落とす」 【継続】</p>	<p>(1) 債務者の居住地に出向き、現況調査（目標：対象者すべて、令和5年度20件）を行うとともに、収支状況や財産状況等の聴取を行い、「足立区の債権の管理等に関する条例第14条」の各号に該当する場合には債権放棄をする（参考：令和3年度21件、令和4年度21件、令和5年度見込15件）【継続】。</p>
<p>4 「債権管理体制の強化」 【新規】</p>	<p>(1) 「児童手当返還金」の債権処理業務については、「ひとり親家庭等手当（児童扶養手当、児童育成手当）返還金と同様に債権回収専門員が助言・指導をし、職員にノウハウを浸透させることで、スキルの向上を図る【令和5年度から実施】。</p> <p>(2) 課長や係長、債権回収専門員、債権担当職員（各係3名）等による債権処理検討会議（月1回）を実施し、債権に係る進捗管理や処理・対応方針の判断につき、組織的対応を図る【令和5年度から実施】。</p> <p>(3) 債権処理検討会議での個別事例の検討は、職員のスキルアップの場としても活用し、組織力の向上を図る【令和5年度から実施】。</p>